

令和4年第3回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

令和4年6月7日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時09分

◎出席議員（16名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	沼田邦彦	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

菅 俣 紀 彦

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 令和3年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 令和3年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3号 令和3年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 6号 那須烏山市税条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 7号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 3号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 4号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 5号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

那須烏山市議会では、議員の申合せにより、本日から開会となる6月定例会におきまして、クールビズ対応とし、ノーネクタイ、ノージャケットも可としておりますので、御了承願います。

ただいま出席している議員は16名全員です。定足数に達しておりますので、令和4年第3回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月31日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

3番 荒井浩二議員

4番 堀江清一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月16日までの10日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 令和3年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（渋井由放） 日程第3 報告第1号 令和3年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号 令和3年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、令和4年第1回那須烏山市議会3月定例会及び3月28日付専決処分において、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

繰越事業費につきましては、3月定例会における補正予算の議決及び5月臨時会における専決処分の承認のとおりであります。

また、繰越しの内容は、繰越計算書のとおりであります。

このうち、民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費につきましては、一部年度内に執行可能であったことから、翌年度繰越額は4,070万3,000円であります。

そのほかの事業につきましては、予算額のとおり繰越しをしたものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ただいま提案の令和3年度本市一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、今、説明がありましたように、社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費だけが、令和3年度内に3,619万2,000円給付されておりました。残りの361万9,000円かな、ごめんなさい、それで、4,070万3,000円が翌年度に繰り越されるということでございます。それ以外は全て3年度に予算措置をしましたが、令和4年度中にこれを執行すると、こういうような内容でございますが、それぞれいつまでに事業を進め、いつ頃までに完了するのか、一つ一つ説明をいただければと思います。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、繰越計算書の一番上のほうから御説明をしたいと思います。

まず、2款、総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業費につきましては、市民課のほうで担当しておりますので、私のほうから説明いたします。

こちらにつきましては、去る5月2日に発注をかけております。事業の完了につきましては、12月末を予定してございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の関係でございます。

繰越しで、今、市長からも申し上げましたけれども、完了は、申請が9月30日までと国のほうが期限がございます。現在のところ、96%を超えている状況で今、給付が済んでおります。件数で申し上げますと、100件程度、まだ未申請ということでございます。あくまでも令和3年度で非課税世帯になった方々でございますので、それらについて、9月30日までに事務を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 上から3段目の子育て世帯臨時特別給付金事業費346万3,000円ですが、こちら、令和3年度の国による子育て世帯臨時特別給付金事業は、18歳以下の児童に対して、1人当たり一律10万円を養育している方に給付したところ。新たに出生した子につきましては、令和4年3月31日生まれまで対象となることや、令和4年2月28日までに離婚等により児童を養育しているものの給付金を受け取っていない方は申請が必要となり、その申請受付期間を令和4年4月末まで確保するため努めるよう、国から通知がありまして、本市としましては、国が示すとおり、本事業期間を令和4年4月末日まで延長して対応してきたところです。

この繰越し事業は、既に執行済みとなりましたので、決算額をお知らせします。

まず、10万円の給付金につきましては、令和4年3月31日までに生まれた子で、令和4年3月中に執行できなかった方の分として、6名分の60万円を執行いたしました。

次に、事務費のほうですが、振込手数料としまして13万9,700円を執行し、合計で73万9,000円が決算額となっております。

次の保育対策総合支援事業費、児童福祉事業費191万円です。こちらも国の補正予算分に係る新型コロナウイルス感染症対策費、令和4年度への繰越し事業としまして、衛生用品、マスクであったり手指消毒、あとゴム手袋等ですが、こちらを購入し、直接補助するもので、国

庫補助率は2分の1となっております。対象施設は、市内保育施設13か所で、つくし幼稚園を除きます。執行時期は、繰越し分としての国庫補助の交付決定通知が届き次第、速やかに執行いたしたいと思っております。

次に、保育対策総合支援事業費、特別保育事業費の270万円です。こちらと同じく国の補正予算分に係る新型コロナウイルス感染症対策費、令和4年度への繰越し事業として、各保育施設が購入する備品等に対する分で、国庫補助率は2分の1です。対象施設は、市内、希望のありました7か所となります。執行時期は、同じく繰越し分としての国庫補助金の交付決定通知が届き次第、速やかに執行したいと思っております。

次に、認定こども園施設整備費3,500万円です。認定こども園施設整備費として、設計業務委託料3,500万円を全額繰越しし、既に設計業者が決まり、事務を進めているところです。令和5年3月、設計業務完了で進めてまいりたいと思っております。

次に、表の一番下になります、教育支援体制整備事業費、幼稚園管理費、50万6,000円です。こちらは、国の補正予算分に係る新型コロナウイルス感染症対策費、令和4年度への繰越し事業として、つくし幼稚園が購入する新型コロナウイルス感染症対策用消耗品に対するもので、国庫補助率は2分の1です。執行時期は、繰越し分としての国庫補助金の交付決定通知が届き次第、速やかに執行してまいりたいと思っております。

こども課は以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、農業費の繰越し計算書について御説明申し上げます。

まず、農業委員会運営費の52万円でございます。こちらの繰越し明許費につきましては、国からの情報収集等業務効率化支援事業費補助金、これは100%の補助金でございますけれども、それを活用しまして、農業委員19名、先月、農業委員会の越雲会長が逝去されましたので、今現在18名でございますけれども、農業委員19名と、農地利用最適化推進委員25名が、毎年行います農地パトロールによる農地利用状況調査の際のタブレット、また農地の貸手、借手の農地情報を効率的に把握するための情報が入ったタブレットの端末機を購入する費用でございます。

こちらにつきましては、令和3年度の国の補正予算に対応した繰越しということで、今現在、農林水産省のほうでは、このタブレットで使用するソフトの選定、また、保守料、通信料などの精査を行ってございます。今後、それらの予算措置を講じた上で、年内にはこのタブレットを購入し、運用を開始する予定となっております。

農地利用最適化推進委員2人に1台の割合で、国のほうはこのタブレットを支給するという

ことで積算を組んでございますので、那須烏山市の農地利用最適化推進委員は25名でございますので、今のところ13台の購入を予定しているところでございます。

続きまして、農業用ため池防災減災対策推進事業費5,399万9,000円の繰越しでございます。こちらにつきましては、市内の農業用のため池が24か所ございます。そのうちの重点ため池18か所の豪雨、雨の耐性評価、あとは地震による耐性評価、あとは劣化状況の評価の3項目について調査を行うものでございます。令和2年度から継続して行っているものでございますけれども、令和3年度までには、18か所中9か所が調査を終了してございます。残る8か所につきましては、ため池自体の廃止、またはその調査に対する地権者の同意に不測の日数を要したために、令和3年度内の完了が難しいということで、繰越しをしたものでございます。

現在、栃木県の土地改良事業団体連合会に業務委託してございますけれども、残る8か所につきましては、今月中に全て調査が終了する予定となっております。

あと、熊田に1か所、ため池がございます。これは、令和4年度の予算として計上してございますので、残る8か所、令和4年度の1か所、既にため池の調査が終了した9か所、含めて18か所全て、年度内に完了する予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、続きまして、都市建設課分について説明を申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費の辺地道路整備事業費でございます。3,080万円につきましては、下川井柏崎線の工事を実施ということで、4月27日に契約。現在、工事を進めておりまして、工期の終了を11月21日ということで現在、施工中でございます。

次に、3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業費1,875万7,000円、こちらにつきましては、栃木県が事業主体で、事業をする者に対し市が負担金を納めるというものでございます。繰越しとなります箇所につきましては、旭I-A地区、それから、大木須の行人塚峠I-A地区、この2か所でございます。こちらにつきましては、令和4年度分の予算を前倒して事業費が追加となったことから、繰越しするものでございまして、完成見込みにつきましては、令和5年3月になると伺っております。

次に、5項住宅費、住宅・建築物安全ストック形成事業費でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化、それから木材等の建築資材の供給に不足や遅延が生じたことから、申請者の建物の完成引渡しが延びまして、繰越しとなったものでございます。

4件申請を受けたうち、3件につきましては5月末に完成しております。残る1件につきましては、7月末、完成を見込んでおります。

よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） それでは、10款教育費の2、小学校費、学校保健特別対策事業費、小学校運営費と、3、中学校費、学校保健特別対策事業費、中学校運営費ですけれども、こちらは文部科学省の学校保健特別対策事業費補助金に係る費用でして、補助率2分の1のものでございます。

こちらは、各小中学校の児童生徒数に応じて補助されるものでして、烏山小学校と烏山中学校が、上限額135万円です。その他の5校の小中学校は、上限90万円の予算額となります。各校長の判断により、児童生徒の感染症対策に必要となる物品の購入などができるものです。こちらにつきましては、今年の12月中に事業が完了となる予定でございます。

次に、中学校施設管理費390万5,000円ですが、こちらは、烏山中学校の避難器具交換の費用でして、コロナ禍の中、部品の調達が間に合いませんでした。3月中の完了が困難なため、繰越しとなったんですが、避難器具自体は4月15日に完了、設置しております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大体分かったんですけども、認定こども園関係なんですけど、整備費が3,500万円ということで、翌年に繰り越したということなんですけど、先ほどの説明では、業務委託の契約が既に済んでいるというようなお話だったんですけど、その金額は幾らになるんですかね。

それで、来年の3月までにその設計の業務委託が完了するということですが、認定こども園の本体の契約というのはいつ頃を考えているのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、繰越しました3,500万円につきましては、どういった対応になっても設計業務として対応できるということで、アッパーの額を見ております。いろいろ調べた中で、既存のつくし幼稚園の施設の敷地を変えることなく、その中に収まるということで、今回、設計費の上限としましては2,618万円でプロポーザルを行ったところですが、今回、選定しました業者につきましては、2,303万4,000円の額となっております。

来年の3月末までに、この実施設計も完了させまして、令和5年度から工事着工ということで、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 2,618万円と2,303万4,000円という2つ出ただけど、これは消費税の分がそこに乗ったということなんですかね。そこがちょっと、2つ出されると分からなくなっちゃって。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 今回の業者の選定におきまして、上限としまして2,618万円を公募をかけたところなんですけど、実際の決まった業者につきましては、先ほど申し上げた金額となっております。（「2,303万4,000円ですよ」の声あり）はい。こちらは消費税と、地方消費税を含んだ額でありまして、内容としましては、当然、本体工事と、あと旧園舎の解体工事、あと外構工事を含んでおります。備品購入費等については含んでおりません。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 先ほど農政課長から説明があった農林水産業費なんですけれども、タブレットと、あとため池の説明がございました。

これ、タブレットに関しては、更新に関しては全部、市の自前というような感じなんですかね。それはそのときになってみないと分からないかもしれないんですけども、そこを1点、簡単に教えていただきたいのと、その後のため池のほうですね。今月内に残り8か所の調査をされるということで、この中で、例えば廃止になったようなため池なんていうものは、ため池ハザードマップがあると思うんですけども、そちらへの反映はどうなっているんですか。

お願いします。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） まず、タブレットの負担割合についてでございます。

購入費につきましては、国の100%の補助でございます。今現在、国のほうで試算しておりますソフトの選定、また通信費、保守管理料については、当初は国のほうで見るといった話だったんですけども、そこら辺の負担割合については、ちょっとまだ詳細、出ていませんので、詳細が出てからの対応ということで、恐らく国の負担になるかとは思いますが、ちょっとまだそこら辺は不明ということでございます。

続きまして、農業用ため池でございます。今現在、9か所の調査が終了してございます。そして、6月にはさらに8か所が調査のほう、終了する予定でございますけれども、今現在、9か所の終了したため池につきましては、現在も使用中でございます。その中で、3項目ほど

の調査があります。豪雨、雨による耐性評価、あとは地震による耐性評価、あとは劣化状況、全部クリアしているというため池がございません。使っているため池についてなので、こちら辺を工事を行いながら、修繕が必要かと思うんですけれども、ハザードマップに対応したため池ということで、こちらについては、対応というか修繕を行った上で、さらにため池としての機能をこれからも維持するのであれば、ため池ハザードマップに反映できますし、工事の中で、もう廃止が相当ですよという場合には、ため池についてはこのハザードマップから外すような方向で今、考えてはございますけれども、工事の修繕の内容とか、どこら辺を基準に工事をするかというのを、国からの指示がまだ来てございませんので、それが来てから、ハザードマップの反映のほうも検討を加えたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ありがとうございます。タブレットなんですけれども、タブレットって耐用年数があって、大体5年とか、場合によってアップデートへ対応するために更新しなきゃならないとかってあると思うんですけれども、そういったところへの更新に対して、国はお金を出してくれそうなんですかということが単純に聞いたかったですね。

それともう一点、ため池なんですけど、もし修繕となった場合に、修繕だったり廃止のために必要な工事のお金、そういったものはどのような予算措置とかを考えられているんですか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） タブレットの更新費用については、恐らく最初は国のほうで見ていただいたとしても、次年度以降については市の負担になることが想定されるところでございます。

ため池の工事についてでございます。今、工事の実施の有無、その時期、あとは費用の負担割合、今のところ国のほうで100%補助という話は出ておりますけれども、国・県、または地元負担があるのかというのは、今のところ未定でございますので、詳細決まりましたら御報告を差し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、報告第1号 令和3年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書については報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 令和3年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書について

て

○議長（渋井由放） 日程第4 報告第2号 令和3年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号 令和3年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第212条の規定に基づき、令和3年第6回那須烏山市議会12月定例会において、継続費の予算措置を行い、その年度内において支出を終わらなかったものを逐次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

継続費の内容を御説明申し上げます。

災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業につきましては、令和元年台風19号により被災した下川井地区、橋梁の復旧工事期間を令和3年度から令和4年度としているものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 報告第2号の令和3年度本市一般会計継続費繰越計算書ということでございますが、最初にやりました報告第1号の繰越明許費繰越計算書、今回は継続費繰越計算書となっております。報告第3号では、水道事業会計でございますが、繰越計算書と、こうなっております。それぞれこれはどういうふうに理解したらいいのか、もう一回そのところだけ確認しておきたいと思っております。

さらに、台風19号の被害で、農道橋の改修だと思んですけども、なかなか業者が決まらなかったということで、今回は決まって、そしていつ頃までにこれを完成するというような見込みなのか、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 繰越計算書が3通り、今回ございます。

繰越明許費については、従来どおり、事業が終わらないのでという理由に付して繰越しをし

ております。

継続費は今回、初めてだとは思いますが、我々も初めての計上でございます。災害復旧事業がなかなか入札が応札できないという事情で申し上げていると思います。今回の継続費というのは、やはり簡単に言うと、事業費の総額と年割額というのを定めて、数年度にわたって支出ができるという、まず利点があります。それで、毎年度の支払い残額が、継続年度の終わりまで繰越して使えるというところが今回の継続費の内容です。ですから、令和3年度、令和4年度と事業費を分けて、継続費ということを選択して、今回やらせていただきました。通常、1年度繰越して、次の年度に繰り越す場合は、事故繰越と予算上、申し上げていますが、事故繰越は、やはり契約がされておいて、さらに支出負担行為ができていているというところが、まず条件になるので、事故繰越はもうできないということで、継続費を選択したわけでございます。

水道事業会計の予算繰越計算というのは、提案理由もこれからあるかと思いますが、地方公営企業法で定めておりますので、計算書というのは今回、議会報告する義務がありますので、前回からお示ししている部分ではなくて、計算書という形で報告をするということで今回、載せさせていただいておりますので、これはやはり地方自治法とちょっと違いますので、地方公営企業法ということでございますので、詳しくは上下水道課長のほうで補足があればと思いますが、以上のような理由です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、災害復旧工事に関わる橋梁の工事の完成時期等について、御説明申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、御承知のとおり、令和元年10月の台風19号により、橋梁の一部、橋脚の一つが沈下してしまったことによって、通行部分がVの字に折り曲がってしまって、通れなくなってしまったという状況でございます。

これを災害復旧工事で直すに当たっては、なかなか橋梁の復旧という工事ができる業者がなくて、幾度となく入札の不調を行ってきたところなんですけれども、今年1月の入札で、ようやく応札がありました。1月31日付で工事請負契約を締結しまして、工事請負代金、予算総額は4,600万円ございますけれども、工事請負代金3,837万9,000円で落札になりましたので、工事のほうの執行がようやくできるようになったというところでございます。

令和4年度につきまして、工事が始まる予定なんですけれども、今現在、農繁期でございまして、川の水、使うことになります。橋脚部分を直すに当たっては、水を止めなくちゃいけないということで、工事の時期については、9月の下旬から10月いっぱい準備工のほうを始めたいと思っています。その後、11月から構造物の撤去、橋梁の下部工・上部工を来年1月

末までに行いまして、最後、根固め工を2月いっぱいまで終了して、片づけも含めて、3月10日には工事を行う工期ということで、今のところ進めてございます。

国庫補助率99.4%という高い補助率でございましたので、何とか橋梁のほうの復旧を進めたいというところで進めてまいりましたけれども、今年度中にはこの工事を完了させ、令和5年産の水稻の作付にはその橋が通れるように対応したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第2号 令和3年度那須烏山市一般会計継続費繰越計算書については報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第5 報告第3号 令和3年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（渋井由放） 日程第5 議案第3号 令和3年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第3号 令和3年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年度に発注した田野倉地内配水管布設替工事（その1）について、道路管理者である栃木県の工事が繰越しになったことから、それに合わせて翌年度に繰越したことを、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でありますので、この際、質疑があればこれを許します。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 県道工事が大変遅れていまして、この前の道路が通行止めになっていますよね。そのようなことから大変、我々も迷惑しているわけなんです。これは県の工事ですからやむを得ないとしても、この水道工事というのはいつ完了するのか、簡潔明瞭な答弁

をお願いします。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 水道工事の完了時期は、令和4年8月末の予定でございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第3号 令和3年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第6 議案第6号 那須烏山市税条例等の一部改正について

○議長（渋井由放） 続きまして、日程第6 議案第6号 那須烏山市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことから、那須烏山市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、上程するものであります。

主な改正内容は、市民税及び固定資産税の改正になります。

まず、市民税の改正につきましては、主に3点の改正となります。

1点目は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を、確定申告により所得税と一致させる措置を講じるものに対する改正になります。

2点目は、合計所得金額に係る規定の整備を行うものに対する改正であり、給与所得者及び公的年金等受給者の申告書等について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し申告することとするなどの措置を講じるものであります。

3点目は、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しを行うものであり、入居日を令和7年まで延長し、控除期間を13年間とするものであります。

次に、固定資産税の改正につきまして御説明申し上げます。

固定資産税の改正につきましては、固定資産課税台帳の閲覧等の特例の新設に伴う改正にな

ります。これは、納税証明書の交付や、固定資産課税台帳等の閲覧等の手数料について、法務局からの通知により、住所に代わるものとして地方税法施行規則で定める事項を記載した場合に、通常と同様に手数料を徴することができるものであります。

その他、地方税法等の改正に伴う項ずれの修正となります。

また、附則におきましては、施行期日及び本条例の施行に当たり必要な経過措置について定めるものであります。

なお、詳細につきましては、税務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 次に担当課長の詳細説明を求めます。

高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） それでは、私から主な改正内容を説明いたします。

お手元の議案書の2枚目の新旧対照表を御覧ください。なお、税目ごとに改正内容を説明いたしますので、ページが飛ぶことがあります。御了承願います。

初めに、総則関係について御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。第18条の4につきましては、納税証明書の交付手数料になります。これは、DV被害者等に対する支援措置が可能である旨を法令上、明確化するため、地方税法第382条の4が新設され、固定資産課税台帳記載事項に係る納税証明について、被害者等の申出による法務局からの通知に対し、住所に代わるものとして、地方税法施行規則で定める事項を記載したものを交付した場合、通常と同様に手数料を徴することができるものであります。

次に、個人市民税の改正について御説明申し上げます。

第33条第4項、第6項、2ページ目の第34条の9については、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を、確定申告により所得税と一致させる措置を講ずるものであります。現行制度では、特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、所得税と個人住民税では申告不要制度や総合課税、申告分離課税など、異なる課税方式を選択できますが、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、課税方式を一致させるものであります。

次に、2ページ目の第36条の2、3ページ目の第36条の3の2、4ページ目、第36条の3の3の改正について御説明いたします。

この改正内容は、個人市民税の合計所得金額に係る規定の整備を行うものであります。

まず、2ページ目の第36条の2につきましては、市民税の申告の改正で、公的年金等受給者の市民税申告に係る規定の整備となります。

第1項のただし書の規定が適用されない公的年金等のみの所得を有する者で、配偶者特別控除を受けようとする者については、申告を市町村長に提出しなければなりません。前年の合計所得金額が900万円以下の所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が95万円以下である自己と生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しないものに係るものについては除くものであります。

次に、3ページ目の第36条の3の2、4ページ目、第36条の3の3の改正につきましては、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書、並びに公的年金受給者の扶養親族等申告書及び公的年金の支払報告書について退職所得等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名を記載し、申告するなどの措置を講ずるものであり、この改正により、賦課課税に必要な情報を確実に把握できるようにするものであります。

次に、4ページの第53条の7の特別徴収税額の納入の義務者等の改正については、地方税法施行規則の改正に伴う項ずれを反映したものであります。

次に、第73条の2からは、固定資産税の改正になります。

第73条の2及び5ページ目の第73条の3につきましては、固定資産課税台帳の閲覧手数料及び証明書の交付手数料になります。この改正は、先ほど説明しました1ページ目の納税証明書の交付手数料と同様の改正になります。

続きまして、5ページ目の第7条の3の2からは、附則の改正になります。

第7条の3の2につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別控除の改正になります。個人の市民税の住宅借入金等特別控除は、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除し切れなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%の控除・減額の範囲内で、個人市民税から控除するものであります。

今回の改正につきましては、住宅の取得等をしてから、令和4年から令和7年までの間に居住の用に供したもので、控除期間後13年間とするものであり、令和7年の入居者に対しては、令和20年度までの個人市民税から控除するものであります。

なお、この措置による令和5年度以降の減収額については全額、国費で補填されます。

また、本改正に伴い、7ページ目の附則の現行第26条の新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別控除の特例につきましては、適用が重複となるため、削除するものであります。

次に、5ページ目の第16条の3以降、6ページ目の第20条の2第4項、第20条の3第4項及び7ページ目の第6項につきましては、先ほど説明いたしました特定配当及び特定株式等譲渡所得金額と同様に、所得税と市民税の課税方式を一致させるための規定の改正になります。

戻りまして、6ページ目の第17条の2につきましては、租税特別措置法第37条の9の削減に伴う規定の整備となります。

次に、8ページ目を御覧ください。第2条につきましては、令和3年6月に可決されました税条例の一部を改正する条例の一部改正となります。

第36条の3の3につきましては、令和3年6月に、非課税範囲の見直しにより、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定を改正し、施行日を令和6年1月1日としていましたが、第1条の4ページ目の改正により、退職所得などを有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名を記載し、申告することなどの措置を講ずる改正を行いましたので、この改正内容を加え、改正とするものであります。

8ページ目の附則第2条の市民税に関する経過措置につきましても、第36条の3の3により、改正を行うものであります。

次に、9ページ目の附則を御覧ください。第1条につきましては、施行期日となります。

第1号は、特定配偶者や扶養親族の申告等、住宅借入金等特別税額控除に関する改正によるもので、令和5年1月1日となります。

次に、第2号につきましては、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額等の課税方式を一致させる改正及び特定徴収税額の納入の義務者の改正によるもので、令和6年1月1日施行となります。

第3号は、納税義務者の交付手数料及び固定資産税に関する改正によるもので、令和6年4月1日となります。

最後に、第2条から第4条につきましては、経過措置に関するものとなります。

以上、議案6号の詳細説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第6号でございますが、先ほど提案理由がありまして、令和4年度の税制改正が3月31日公布になったものに伴って改正するというところで、市民税関係が大きく言って3点ですね。それと固定資産税の改正と、あとは経過措置ということでございますが、基本的にこの改正によって税収が増えるのか、増えないのか、そこが基本だと思うので、そこがどうなるのか、今までとほとんど相違ないのかどうかね。手数料については、これは必要経費だと思いますので、税収についてはどういうふうになるのか、説明をお願いします。

○議長（渋井由放） 高濱税務課長。

○**税務課長（高濱裕子）** 住宅借入金等特別控除につきまして、控除の適用期間を4年間延長といたしましたが、この措置による令和5年度以降の減収額につきましては、全額、国費で補填されます。

以上です。

○**議長（渋井由放）** 16番平塚英教議員。

○**16番（平塚英教）** したがって、これ全部の改正について、先ほど言ったように、市民税の3点と固定資産税の改正と、これについて、税収的には増えるのか、減るのか、変わらないのか、それを確認しておきたい。

○**議長（渋井由放）** 高濱税務課長。

○**税務課長（高濱裕子）** 大変失礼しました。変わりはありません。

○**議長（渋井由放）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（渋井由放）** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（渋井由放）** 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（渋井由放）** 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（渋井由放）** 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（渋井由放）** 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第6号 那須烏山市税条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（渋井由放）** 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。再開を11時05分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第7号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第7 議案第7号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げるとともに、その他所要の規定を整備するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第7号の国民健康保険税条例の一部改正ということでございまして、ただいま提案理由がありましたように、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を、63万円を65万円にすると。そして、後期高齢者支援金等の分が、19万円が20万円になると。それで、介護関係については、17万円をそのままということでございます。

そうすると、現在、この最高限度額を納めている方が納税対象者では何世帯ぐらいあるのか、今度それが引き上がりますと、全体では幾らぐらいの引上げになるのか、説明をお願いしたいと思います。

さらに、附則のほうで特例というのがありまして、山林所得の関係が出ていますけれども、この件について説明がなかったんですが、これについても説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは今、御質問あった点にお答えいたします。

まず、医療保険分ですね。基礎課税額については現在、限度額として50世帯が対象となっております。こちらのほうが、改正後につきましては3世帯減りまして、47世帯となります。

後期高齢者支援金分につきましては、今現在、69世帯が対象でございまして、改正によりまして8世帯減の61世帯ということになります。

そちらについて、税額につきましては、47世帯が2万円増えますので、トータルで約94万円ほど上がるようになります。

それから後期高齢者分では、8世帯で約65万円ほど税額が上がりまして、トータルで約161万円ほど、税額のほうは上がる予定でございまして。

それから附則のほうなんですけど、こちらのほうは特に改正のほうというところはございませんで、こちらは公的年金だけ所得として計上している方については、特例ということで、山林所得金額のほうを、110万円を125万円ということで見るといような附則になってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○16番（平塚英教） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 平塚でございます。議案第7号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは提案にもございましたように、市の国民健康保険税の課税限度額を、いわゆる医療関係の基礎課税額を63万円を65万円にするということと、後期高齢者支援金課税限度額を19万円から20万円にすると。介護関係は17万円と変わらずということございまして、全体では、課税限度額が99万円から102万円に増えるということでございます。

1つの考え方として、国民健康保険税の税の安定化のために、最高限度額を引き上げるとい
うような考えもありますが、結果として、全体の国民健康保険税を引き上げる呼び水になると
私は考えておりますので、課税限度額の引上げについて反対をするものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第7号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正につい
て、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第1号から日程第12 議案第5号までの令和4年度那須烏山市一般会計補
正予算（第1号）について、令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について、令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和
4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、令和4年度那須烏山市水
道事業会計補正予算（第1号）についての5議案については、いずれも令和4年度補正予算に
関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

◎日程第 8 議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）に
ついて

◎日程第 9 議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について

◎日程第10 議案第3号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）について

◎日程第11 議案第4号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算
（第1号）について

◎日程第12 議案第5号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1

号) について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億3,021万4,000円増額し、補正後の予算総額を113億9,021万4,000円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種及び11歳以下への接種、子育て世帯・ひとり親世帯への給付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用に必要な補正予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費につきましては、ベンチャープラザの解体工事費を計上するものであります。

民生費につきましては、国の基準に該当する子育て世帯及びひとり親世帯に、児童1人当たり5万円を給付するため、必要な予算を計上するものであります。

衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種及び11歳以下への接種に必要な予算を計上するものであります。

農林水産業費につきましては、企業版ふるさと納税を実施する事業推進主体への交付金を計上するものであります。

商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者への支援に係る予算を計上するものであります。

土木費につきましては、清水川せせらぎ公園の遊具やトイレの改修に係る予算を計上するものであります。

教育費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、学校、給食センター、社会体育施設等へオゾン発生装置を配置する予算及び公民館講座なすからサロン烏山学の充実に係る予算を計上するものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、子育て世帯及びひとり親世帯給付金に係る補助金等の計上であります。

寄附金につきましては、現金による匿名の寄附及び企業版ふるさと応援寄附金の計上であります。

繰入金は、不足財源の補填として、財政調整基金を計上したものであります。

諸収入は、なすからサロン烏山学の実施に係る一般財団法人の助成金を計上したものであります。

次に、議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出をそれぞれ100万円増額し、補正後の予算総額を32億7,987万3,000円とするものであります。

補正予算の内容は、市全体の新型コロナウイルス罹患者の増加に伴い、傷病手当金の支給申請が増加していることから、予算不足が見込まれるため、傷病手当諸費を増額するものであります。

なお、財源につきましては、特別調整交付金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出をそれぞれ37万5,000円増額し、補正後の予算総額を3億9,641万7,000円とするものであります。

歳出の内容は、今年度より後期高齢者の歯科健診を実施するに当たり、必要となる経費を計上するものであります。

なお財源につきましては、諸収入として、後期高齢者医療広域連合からの補助金を計上し、財源の不足については、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ8万3,000円増額し、補正後の予算総額を3億3,153万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、会計年度任用職員の社会保険料の額が当初の見込みより上回ったためであります。

なお財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第5号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてござ

います。

本案は、水道事業会計予算の資本的支出を1,980万円増額し、補正後の予算総額を4億6,527万9,000円とするものであります。

内容は、栃木県発注の道路改良工事に伴う配水管布設替工事であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 補正予算関係でございますが、まず一般会計、15ページの市有財産管理費、これはベンチャープラザ那須烏山の解体事業費だと思われませんが、4,866万4,000円ということございまして、長年、ベンチャープラザ那須烏山として大きな役割を果たしてきたところでございますが、残念ながら建物の老朽化等々で、解体を余儀なくされるということでございます。

これについては、いつ頃この解体の事業発注をして、そしていつ頃までに完了を予定しているのか、さらには、その跡地についてはどのような利活用を考えているのか、説明をお願いしたいと思います。

次に、17ページでございますが、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費ということで、7,091万円ということでございます。これについては、さきの議員全員協議会で説明があったんですが、正式な議会でございますので、3回目の接種をして5か月経過した方に、65歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方に接種をするということだと思んですが、本市においては、おおむねいつ頃接種を開始すると、いつ頃までに完了すると、こういう考えでいるのか、説明をお願いしたいと思います。

その下に、商工振興費ということで、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費ということで、4,200万円計上されておりますけれども、この事業内容の説明をお願いいたします。

あとは、後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、これの15ページ、後期高齢者健診事業ということで、37万5,000円と。これは先ほどの提案理由の説明では、後期高齢者の歯科健診を実施するというような内容だと思うんですけども、今度、国において全国民対象の歯科健診を進めるということが今、話題になっておりますけれども、その前哨戦になるのかどうか分かりませんが、後期高齢者の歯科健診事業を進めると。市長はそのプロでございまして、あれなんですけど、これについてはどのような事業を進めていくのか、説明をお願い

いたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、15ページ、市有財産管理費4,866万4,000円の内容についてを含めてでございますが、まず、平成29年度来、懸案事項になっておりましたが、ベンチャープラザ那須烏山は令和2年度から普通財産として総務課で管理して、2か年経過した後、解体しますというお約束で、今入っている業者に関しましては、普通財産貸付けということで保険料相当を頂いておりましたが、入居団体は7月末をもって退去するということで、今年度はすぐ退去できないということから、多少の経過措置を含めて、4、5、6、7の4か月だけ普通財産を貸付けしております。

したがいまして、6月に補正が通りましたらば、8月から入札の準備を始めまして、標準工期として6か月から7か月を見ておりますので、9月中には契約をし、令和5年3月までの解体完了を目指して進めたいと思っております。

また、跡地の活用でございますが、現段階では、山あげ会館の利用としてどのような活用ができるか等も含めて、庁内の委員会等でこれから精査をしていく段階でございますので、今、現段階ではまだ跡地利用の活用、明確な方針は出ておりません。

以上であります。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） では、歳出16ページ、17ページでございます、ワクチンの追加接種について御説明いたします。

今回の補正予算ですけれども、新たに5歳から11歳の初回接種が追加となりました。こちらは1回目、2回目の接種を行うものでございます。また、4回目の接種が始まることとなりまして、それらに伴い、必要経費を補正するものでございます。

なお、国が定めております臨時接種の期間というものは、現在9月末となっておりますけれども、4回目接種が始まる中で、延長となるのか、また、年齢が引き下げられるのかということは、いまだ示されておりません。急な変更等に予算が不足することがないように、今回の予算では12月末まで接種が実施できるような状況として、補正で対応させていただいております。

また、4回目接種の接種券の発送ですけれども、今のところ6月17日を予定しております。こちらは、60歳以上の方を対象に、日にちを割り振りをいたしまして、発送する予定でございます。なお、18歳から59歳の基礎疾患等のある方につきましては、お問合せをいただいた上で接種券の発送を行う予定でございます。

また、集団接種が始まりますのは、7月10日からを予定してございます。7月10日以前に、高齢者施設等の巡回接種も始めていくところでございます。

また、この終わりにつきましては、今後の国の動向によりまして、いろいろ変わってくるかと思っておりますので、その都度、変更しながら対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 私のほうからは、17ページ、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費について御説明します。

こちらは3つの事業がございまして、まず1つ目でございますが、市内中小企業や小規模事業者への支援策としまして、那須烏山市版事業復活支援金でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う事業の減少、供給の制約の影響によりまして経営状況が悪化した事業者に、事業の継続や立て直しの取組を支援するもので、令和3年11月から令和4年3月分の売上げが20%以上減少している事業者に対しまして、法人20万円、個人10万円の支援金を支給するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症個別支援会等事業費補助金としまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にある市内事業者を対象に、商工会が行う国等の支援に必要な申請手続等についての個別支援会ですとか、新しい生活様式に対応するための事業展開を図るために行う各種セミナー等に関する経費を支援するものでございます。

最後に、市内商工業活性化事業補助金としまして、感染症対策を考慮した上で、コロナ禍で停滞した交流人口の回復を図るため、商工会の行うイベントや、これに呼応して市内商工業者が行う各種キャンペーン展開に係る経費を支援するものでございます。こちらは事業費50万円ということで、3つの事業費を合わせて4,200万円ということになります。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、私のほうから、後期高齢者の健診事業について、内容のほうを御説明いたします。

こちらについては、昨年、令和3年度に75歳となった方を対象としてございます。対象といたしましては、市内では380人ほど該当者がおりまして、そちらの20%ということで今回、予算のほうを計上してございます。県内でも、後期高齢者で歯科健診を受けている方がかなり少ないということで、20%ということで、那須烏山市としても予算のほうは計上してございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大体、説明は分かったんですが、先ほどちょっと聞き忘れたんですが、19ページの学校給食センター関係で、オゾン発生装置を設置するというような話なんですが、これは学校給食センターに1台なんですか。何台なんですかね。そのほか何か、ほかにも設置するというような説明だったんですが、ちょっとメモし切れなかったので、もう一度説明をお願いします。

それと、後期高齢の関係なんですけれども、これは国のほうでも全国民対象に歯科健診をするということで、これはかねがね市長に期待していたんですが、なかなか進まなかったんですけど、専門家でございますので、なるべくこういう口腔ケアというんですかね、そういうものが、何とというか、怠ると歯周病関係が体全体に悪い影響を与えて、様々な健康障害とかいろんな病気を引き起こすということが言われておりまして、そういう意味からも、ぜひこれを進めたいなと考えるんですが、令和3年度に75歳になった方380人のうち、20%対象ということなんですけど、そういう小規模的な発想でなくて、全員に受けてもらいたいというような試みで、20%を超える人が出ても、当然これは受け入れるということで進められるんでしょうか。その点、確認をしておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） ただいま質問がございました19ページの学校給食センター運営費の中でのオゾン発生装置の関連のお答えをさせていただきます。

まず、学校給食センターへのオゾン発生装置の設置なんですけど、こちらは事務室に1台と、調理員の控室に男女1台ずつ、合計3台、こちらを設置する予定でございます。

それと、19ページにあります小学校管理費と中学校管理費、こちらにもオゾン発生装置を各学校に1台ずつ配布する予算を計上しております。

学校関連では、オゾン発生装置は以上でございます。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） オゾン発生装置でございますが、今回、保健体育総務費ということで166万4,000円計上させていただいておりますが、これも体育施設、また社会教育施設で使用するというので、オゾン発生装置を6台、購入させていただくものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

国のほうで骨太の健康ということで、いろんな意味でも骨太ということで、決して健康だけではなく、いろんなものに通じて金額がついたところではありますが、今回の75歳に関しましては、実はこの20%というのは、かかりつけを持たない、そういう方々で、新たに歯科に興味を持つというか、啓蒙するという意味なので、20%という数字を出させていただきました。

ほかの近隣で、もう始めているところを見ますと、かなりパーセンテージが低いので、それでも引き上げさせたいと思ひまして、できたら、いろんな地域でいきいきサロンやふれあいサロンをやっていますので、そういうところで、もしもでしたら私、時間が合う限りはそこに出向いて、ちょっと啓蒙させていただこうと今年、考えておりましたので、それと連携して進めていけることになるのかなと思っております。

十分に説明させていただいて、その辺で検査をしていただく。要するに病院に行っていたかかなきゃいけないことなので、集団健診のやり方ではなく、まずは歯科医師に通っていただくということを奨励することになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございますか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 私のほうから、まず13ページから御質問させてください。

企業版ふるさと応援寄附金なんですけれども、これは補正が歳入で増えているんですけれども、これは企業が増えて、歳入が増えたのかということと、もし用途が何か増えたのであれば、教えてください。

あと、その一番下の地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金というのが分からないので、教えてください。

それと、次に15ページの社会保障・税番号制度システム整備事業費、こちらなんですけれども、こちらはマイナンバーの保険証とか住民票に対応するものなのか、そこら辺に関して教えてください。

それと、そのすぐ下の交通安全施設整備費なんですけれども、こちらは反射鏡の整備だと思うんですけれども、何か所で、どこに設置されるのか。それで、何でつけられるような経緯に至ったのか、お願いすればつけてもらえるものなのか、そこを改めて教えてください。

それと、あと19ページ、文化財調査費の補正の220万円の増額の内訳を教えてください。

それと、その下の図書館運営費ですね。これは烏山図書館と南那須図書館でそれぞれ増と減になっている、これがちょっと分からないので、教えてください。

それと、一番最後の学校給食センター運営費なんですが、備品購入費はオゾン発生装置だと

というのは分かるんですが、需用費というものがどんなものが含まれているのか。物価高騰とかそういうものによるものなのかということをお教えてください。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私のほうは、企業版ふるさと納税の歳入の件についてお答えしたいと思います。

件数は、4件の寄附を頂いております。全て昨年も頂いている継続の業者様から頂いております。合計700万円でございます。

用途についても同じでございます。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 私のほうからは、議案書13ページ、地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金について御説明いたします。

この助成金は、一般財団法人地域活性化センターが事業主体となりまして、自治体や地域団体などが市民と共に実施する各種事業を支援する目的で、助成いただくものでございます。

本市での事業内容は、主に公民館講座の充実を図るものでございまして、具体的には、観光ボランティアガイドの育成や市内小中高生の地域学習に役立てるために、公民館講座の一つであるなすからサロンの講座内容をまず冊子にまとめるもの、また、講座のスムーズな運営のために、レーザーポインターとホワイトボードを1つずつ購入するものでございます。歳出につきましては、本議案書19ページの公民館総務費のほうに計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 15ページ、交通安全施設整備費の61万4,000円の件でございます。

まず、設置箇所につきましては、大桶地区、上境地区、野上地区、城東地区の4か所に800ミリのシングルの道路反射鏡を設置する予定で考えてございます。

地元から自治会長を通して要望があった箇所に対し、道路反射鏡の設置基準というのがありますので、それに照らし合わせ、該当する場所に対し、予算に応じて設置していくというような状況でございますので、基本的には何が何でも全部つけるということではなく、その道路でその反射鏡を使う世帯がどのぐらいあって、公共性がどれだけあるか、そういうのを加味した上で、安全性の問題を考慮し、設置していくような考えでやっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） それでは、19ページ、学校給食センター運営費のうちの需用費49万5,000円について、御説明させていただきます。

今年3月16日の深夜ですが、地震が発生しております。その際に、給食センター内の天井部分の石膏ボードが剥がれました。その修繕代の49万5,000円、これを計上させていただいております。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 大変失礼いたしました。

まず、文化財調査費でございますが、これは小白井地内に予定されております太陽光の設備工事に係る埋蔵文化財の確認調査に対応するための費用でございます。主な内容は、重機の委託料ということになります。

それと、図書館費でございますが、図書館の指定管理料につきましては、今年度から指定管理者が変更となるため、当初予算の編成時点では、図書館の予算の配分金額を概算により計上していたところですが、新しい指定管理者が収支計画書を策定したところ、金額に差異が生じたため、予算の組替えを行うものでございます。

それと、鳥山図書館において、日常清掃に使用してございました掃除機が故障したため、新規で1台購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 私のほうから、15ページ、社会保障・税番号制度システム整備事業費ということで御説明したいと思います。

こちらにつきましては、現在使っております戸籍システム、こちらをマイナンバーシステムと連携させるための改修でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ありがとうございます。おおむね分かったんですが、幾つか詳しく教えてください。

15ページの先ほどの反射鏡のほう、ごめんなさい、4か所、私、聞き取れなかったのも、大桶と野上と、あと何か所かだったのと、あと野上地内のどこなんですかというところ、分かれば教えてください。

それと、文化財調査費のほうで、小白井地内太陽光のほうで埋蔵文化財が該当するというこ

とで、調査するという事なんですが、これらの埋蔵文化財への発掘届みたいな書類を出さなきゃならないと思うんですが、それって県の教育委員会に提出するものだと思うんですね。こういった工事というのは、何か県の担当者が来てやるとか何か、そういう話も聞いたりもするんですけど、私が見ている限りでは、何か市の担当者がやっているような、委託されているような気もするんですね。その費用負担に関しても、市のほうで受けるものなんでしょうか。そこをちょっと教えてください。

以上です。お願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 箇所は大桶と上境、野上、城東。すみません、野上の場所については、もう少し確認してから報告したいと思います。申し訳ありません。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

埋蔵文化財の届出に関しましては、市町村を経由して県のほうに提出するという事になってございまして、確認調査の費用は、市町村で負担ということになってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すみません、さっき言い忘れたんですけど、反射鏡の件で、私個人的に先ほども野上小学校跡地のところの出入口、公民館になっていまして、あそこの入り口が割と、車が2台、擦れ違えないくらいの微妙な幅で、門扉があって、私なんか犬を連れていくと、犬ががっと思うので、保育園のちょうど送り迎えで来ている方の車がちょっと驚いちゃったりみたいな、そういうのが結構あって、あそこに正面にミラーを立てるといような要望を、私が前聞いたときに、要望としては出ていないみたいなことがあるんですが、そういうところのミラーの設置とかというのはいかがなんでしょうか。向かって両面のミラーがあればいいなと思ったんですけど。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 自治会を通して要望いただければ。たしかその辺も設置箇所として挙げたような記憶があるんですが、今回のこの場所が正式にそこかどうか分からないものですから、申し訳ありません。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 17ページの農業振興費700万円という、この内容を教えてください。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 農業振興費の700万円について、お答えしたいと思います。

こちらにつきましては、企業版ふるさと納税寄附金を活用しました、産官学による里地・里山再生プロジェクト事業ということで、昨年度より一般社団法人里山大木須を愛する会が行っている事業でございます。

事業内容としましては、1つ目が、里地・里山の雑草問題解決事業、2つ目が、耕作放棄地の再生による里山ビジネス創出事業、これは具体的には耕作放棄地に蜜源植物を植えまして、養蜂を行う事業でございます。

3つ目としましては、大木須の古民家を拠点としました大木須自然体験村事業ということで、大木須の古民家を中心に体験村をつくるという事業で、企業版ふるさと納税を活用しまして、公園としまして、宇都宮大学雑草管理教育研究センターと市が一体となって取り組んでいる事業でございます。

昨年度より事業は実施しておりますけれども、令和3年度から令和6年度までの4年間でこの事業を行う予定となっております。その資金につきましては、全て企業版ふるさと納税で賄う事業でありまして、令和3年度につきましては、1,100万円の寄附を受けまして、事業を実施してございます。

今回の補正については、先ほど総合政策課長より答弁しましたように、4社で700万円の寄附金があったことに対する補正ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 了解です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 質問させていただきます。

17ページの新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業の中で、今、ファイザーとモデルナがこの地域ではやられていると思いますが、今、新しいワクチン、ノババックスのワクチンも出てきたと思いますが、こういったことに関してはどのような考えでいますか。

お願いいたします。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 現在、ファイザーのワクチン、それからモデルナのワクチン、両方で曜日を選定しながら接種は行っているところですが、ノババックスにつきましては

は、多分、市町で行うというよりは、県の会場等で接種する場合には供給されると聞いておりますので、本市といたしましては、そちらを入れて、また日にちを設けるということは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） それじゃ市町村にはノバボックスのワクチンは基本的に回ってこないという理解でよろしいんですね。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） そのように聞いております。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 了解しました。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 2つほど質問させていただきます。

1つ目、ベンチャープラザ那須烏山の解体ですが、市有財産管理費の件ですけれども、4,866万4,000円。この解体費用というのは妥当な金額なのかどうかというのを伺いたしたいと思います。というのは、武道館解体費に、たしか4,000万円ぐらいだったのかなと思いますが、それより規模的に、自分の認識が甘いのかどうか分かりませんが、小さいような気がします。

また、そこに入られている事業者、7月に出ていっていただくということですが、その事業者の行き先というか移転先というのは、その事業者が探して移転するのか、または市で紹介して、その事務所なりを市が紹介してあげたのか、その辺も伺いできればと。

それとあと、17ページのコロナワクチンの追加接種に関してですけれども、7,000万円何がし。これの内訳というのは、ワクチンの料金だけなのか、それとも人件費だけなのか、内訳をちょっと説明いただければと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 15ページの市有財産管理費のベンチャープラザ那須烏山でございますが、アスベストが含有されていることで、その撤去費用がかなりかさんでおります。そのほか外構工事も含めまして、4,800万円ほどの金額を計上させていただいております。

また、2年間にわたって入っている事業者とは、協議を重ねながら、こういう場所がありますよという紹介は何度か総務課、あとはまちづくり課、そのほかに商工観光課としても、情報提供しております。結果、業者のほうは7月いっぱいまでは退去に時間がかかるので願いますということで、2年間の契約だったところを、令和4年度の4か月間だけ延長させていただいたという経過がございます。

以上であります。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） では、私のほうから、この予算の内訳について御説明いたします。

まず、17ページの職員手当、414万1,000円ですけれども、こちらは、職員のワクチン接種に係る時間外勤務の手当になります。

次の報償費につきましては、集団接種に御協力いただいている医師、看護師等に支払う報償費でございます。医師につきましては6万円、看護師につきましては2万円、その回数分でございます。

消耗品等につきましては、ワクチン接種会場で使用するための保護眼鏡ですとか、針の回収ボックス、それから消毒用のアルコール、その他、必要な消耗品費になっております。

通信運搬費というのが、役務費というところになりますけれども、役務費につきましては、接種券や予診、予約票、こちらを発送するための郵送料でございます。予算上は1万2,000人分を計上してございます。それから、ワクチン接種、集団接種の会場で携帯電話を借り上げておりますので、そちらの利用料になっております。

次に、委託料です。委託料につきましては、4回目の接種が始まりますので、接種券を作成してもらうための電算の処理料でございますとか、また、健康管理システムを利用して取組をしておりますので、そちらの4回目に対応するためのシステム改修費、それから会場を設営する。会場の備品につきましては、レンタル会社のほうから借受けをしておりますので、その費用。それから、人材派遣会社に委託しております部分の委託料。また、清掃業務や、個別接種を行ってくださっている各医療機関に対する委託料。その他予約システムですとかコールセンターを利用しておりますので、そちらの期間が延長されることに伴いまして、増額されているもの等が入っております。

一番最後の扶助費でございますけれども、扶助費につきましては、前回と同様に、ワクチン接種に向かうために今現在、健康福祉課で行っております福祉タクシー券や通院支援を行っている方々に対する扶助費でございます。以上の合計でございます。

ワクチンにつきましては、国から供給されますので、費用については全く含まれておりません。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） ベンチャープラザ那須烏山で行われている業者の方は7月に退去するということですが、そこはもう見通しが立っているものだと判断してよろしいんですね。それで了解しました。

それとワクチン、国から支給されているもの、前回、6,000人分ぐらいのワクチンを破棄したという事例がありますが、何というんでしょう、その管理ですかね、度々また申し上げますが、コンセンタは自然に抜けるはずがございません。そういう管理をですね。それで、たしか鍵のかかっている部屋にあったということでございますが、出入りする職員はおのずと分かってくるかと。そういう職員に対して、もうちょっときちっとした危機意識を持った教育をされたらよろしいのかなと思いますので、今後このようなことがないように、ぜひお願いしたいと、そのように思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 次に質疑ございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 2点ほどお願いします。

1つは、今、荒井議員から話がありました図書館の件です。今回、図書館が指定業者、シダックスに替わって、いろいろ提案とかそういうことに関して高い評価を得ているという、そういう認識がありますけれども、当初予算が組まれていて、それで指定管理者が替わって、当然、人件費を上げたりもちろんしていることは入っているんだけど、トータルとして4,800万円、これしか違わないというのはちょっと腑に落ちないんだよね。そういう意味で、本当に当初予算を立てたときに、どのぐらいシダックスのほうで、こんな改善をしたい、あんな改善をしたいというのがここに入っているのか、それとも入っていないのか、これが気になります。

内容としては、例えば電子図書の管理とかそういうものも含めて、かなり予算が動くはずなのに、それらはこれから補正予算がさらに出てくるのかなという心配もあるんだけど、要望としては、せっかく替わったので、いろんな提案を引き出してほしいんですね。それによってお金がかかるんだったら、かかるような予算もつけて、せっかくの機会なので、図書の大好きな市民、子供たちをつくりたいので、そんな要望も含めてお願いしたいんですけども、まず質問として、その予算の立て方が本当に合っているのかも含めて、お願いします。

あと2点目、次の20ページに、たまたま市職員の給与関係も出ているので、前から何回も僕が質問しているのは、市職員の人数は、やっぱり市の人口に見合った体制でやるというのが永遠の課題かなと思うんですね。そういう意味では、今回、正規職員が229人で、会計年度任用職員が125人で、全部で355人になるのかな。ですね。ここに書いてある。

それで、要は市の人口に見合った職員の数というか人件費ということで考えると、正規の職員と任用職員の比率、これなんかは他の市町と比べて多いのだろうか、少ないのだろうかも含めて、後でもいいので、調べてもらいたいなと思うんですね。

それで、何が知りたいかという、やっぱり人口に合わせたものに対応するためには、この

比率も含めて、この給与もいいのかというものもやっぱり検討する必要があるのかなということで質問していますので、その辺の見解をお願いします。

お願いとしては、他の市町と比べて、うちが多いのか、少ないかを今分かっているんだから教えてほしいんだけど、多分、分からないと思うので、後でもいいので教えてほしいとの2点です。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 私のほうからは、図書館運営費について御説明申し上げます。

ちょっと分かりづらくて申し訳なかったんですが、南那須図書館の運営費を247万6,000円マイナスしまして、烏山図書館の運営費を247万6,000円プラスしております。プラス、そこに備品購入費としまして、4万8,000円の掃除機を購入したということで、烏山図書館運営費のほうが若干、数字が大きくなっているということで、実際、動かした数字は247万6,000円ということで、先ほど小堀議員がおっしゃったとおり、主な内容は人件費が主なものとなっております。

それと、4月から指定管理者が替わったということで、当然、我々も何回も打合せをしております。かなりいろんな提案を受けておりますので、私どもとしても、今までより図書館の運営がよくなるものと期待しているところでございます。当然、我々のほうからも、こうしてほしいという提案はこれからもしていくつもりでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 20ページの給与費明細書の職員数のお話が出ましたが、今年度、定員適正化計画というのを見直す予定で考えております。

職員の定数につきましては、単なる人口規模だけではなく、財政力、地形、あとは類似団体との比較、そういったものを全体的に考慮しながら進めていかなければならない課題でございますので、今年度、そういった計画の見直しの途中において、議員の皆様には適正な数をお示ししつつ、来年度に向けてお答えさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 図書館のほうは、質問は、この数字がどうのというよりも、かなり事業の中身が変わっているのに、備品購入費4万8,000円の差というのはおかしいよなというのが最初に感じた疑問なので、今の課長の答えだと、何か質問に対して違う答えが返ってきたので、そのところをもう少し。

ただ、僕が言っている質問は、あくまでもいろんな提案を、新しい事業も含めて引き出して

ほしい。そのときに、予算措置というのも当然、出てくるんじゃないかということがあったので、その辺ちょっと心配というか期待して質問しているので、その辺を、今の予算の中で十分できますよという判断なのか、それとも違うのか。あと今、見えているものがあったら教えてねというのが2番目の質問。

あと、今の総務課長の話では、当然、長期の見通しを立ててやらなきゃいけないんだけど、基本的に市民が思っているのは、人口に対して適正な職員というのは、やっぱり頭にみんな持っているので、それは第一条件として考えなきゃいけないというのが1つ。

あとは、そういう中で人件費そのものを考えたら、やっぱり会計年度任用職員との比率ですね。ただこれも、うちの市は多いのかな、少ないのかな、分からない、ただ、そうはいつでも日本の趨勢、世界の趨勢を見れば、同一労働同一賃金というのが筋なので、やはりその辺は考えていって、トータルとして考えなきゃいけないなということも頭に入れて、ぜひ検討してほしいと思います。

一言だけコメントを求めますけども。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） すみません、私の説明がちょっと下手なものですから、申し訳ないんですが、4万8,000円というのは、これは掃除機を購入した分です。それで実際、新しい指定管理者から提案があって、動かした数字は247万6,000円ということになります。主なものは人件費ということになります。それで、委託料の中で、要は我々が当初予定していた南那須図書館と烏山図書館の人数配分が1名違っていたということで、主なものはそれを提案があって動かしたということで、いろんな意見はいただいております、予算の範囲内で当然それはやっていただくということとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 検討させていただきます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 了解です。

○議長（渋井由放） ここで休憩いたします。再開を13時10分といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

荒井委員の質疑において、答弁漏れがございましたので、総務課長から追加答弁があります。
佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 申し訳ございません。先ほどの荒井議員の質問に対する答弁です。

反射鏡新設4基というお話をしたんですが、申し訳ございません、上境につきましては不要になったことから、撤去でございますので、3つが新規、1件は撤去で、合計4基ということでございます。

野上地内での新規設置場所でございますが、野上の烏山運動公園を通り過ぎて、烏山中学校に上がっていく信号機、寺澤太鼓屋、そこを右に曲がりまして100メートルぐらい行くと、烏山運動公園に抜ける細い道がございます。逆に、烏山運動公園から上がっていくと、その道を通って新しい道路に出るところでございますが、非常にそこから出るときの見通しが悪いということで、そこに野上の新設1基が配置される予定になります。

それと、荒井議員がおっしゃられました、すすく保育園の1本北側の細い道路からの出口かなとは思いますが、そこについてはミラーもございますので、今後、改めてもう一度、調査したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 質疑はございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 私のほうからは、17ページの新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業、何となく分かるんですが、事業の説明について、ちょっと最初にお伺ひしたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、自宅療養者支援事業でございますが、コロナに感染されて、全員が陽性になった場合、外に出られなくなります。そのときの二、三日程度の食糧、必需品についてお届けするという支援事業でございます。マスクとかトイレットペーパー、また、ちょっとした食料品、そういったものをお配りして、一時しのいでいただくということになってございますので、12月の補正予算を取って始めさせていただいた事業で、現段階では、令和3年度におきましては13世帯の37名、新年度に入りまして、6世帯の20名が新年度になって対象になってございます。現予算では不足が見込まれることから、今年度12月まで見越した予算を取らせていただいております。

以上であります。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） そんなことだと思ったんですが、今、内容が簡単な食料品とおっしゃられました。例えばこの家庭の方から食糧がないんだよと、届けてもらえないだろうかと、そういった問合せがあったときには対応するのかどうかですね。また、この申込みをどこが受

けてやっているのか、どこに連絡すればいいのかをちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、臨時の回線を引いておりますので、それは公表していない回線です。陽性になった方は、県北健康福祉センター等で説明を受けますと、那須烏山市でそういうサービスをしているというお話が御本人等にございます。それに伴って、その非常回線を使って電話してくる場合と、一般的にそういうサービスをやっていますというのも知れ渡っておりますので、総務課に問合せがございますので、その際には、危機管理が担当でございしますが、危機管理担当を通して内容を確認し、該当する場合にはその日にお届けをするというような状況で対応しているところでございます。（「食料品の要望があった場合」の声あり）

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 食料品といいましても、その中で入っている食料品というのは、ゼリー飲料とか白がゆ、あと野菜ジュース、そのようなもの限定です。それ以外に何か欲しいというものについては、対応していないというのが実態でございます。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） じゃあ、なかなか買物に行けないという方が多分、出てくると思いますので、その辺の対応はなかなか難しいという、ほかでやってくれというような感じですかね。

日本全国いろんなところでやっていると思うんですが、東京の例を取りますと、非常に食料品が充実していて、いろんなものを送ってくれると。もうあり余るほどくれるんだと。確かにそれは行政の規模が違うからそうなんでしょうけれども、マスクとかそういったものも必要かもしれませんが、やはり家に籠もっていると、どうしても食料品が欲しくなると。当然、買いに行けないんですから、そうなると思うので、その辺の内容の見直しというのはできるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） これにつきましては、もともと県でやっていた事業でございます。県のほかに、各自治体においてもそういうサービスが始まり出しております。本市におきましては、県でそのような対象になった場合、なかなか調達するのに時間がかかるということもございますので、その間つなぎということではないんですが、二、三日程度の、セットをお配りしているところでございます。あくまで本市の事業でございますので、相馬議員からお話があった点につきましては、一度、市長とともに検討させていただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 了解。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 3点お伺いたします。

まず、議員全員協議会でも議論のあった17ページ、清水川せせらぎ公園整備費についてお伺いたします。繰り返しになりますが、行政の継続性、さらには議会の継続性の観点から、令和3年度当初予算議会で、清水川せせらぎ公園の予算について、経済建設常任委員会で全会一致で修正となり、本会議でも可決されました。

そのようなことを踏まえて、議決は非常に重たいものだとして認識しております。今回、唐突にこの予算が出てきたわけですけれども、その議決案件要望が予算にどのように反映されているのか、お伺いたします。

さらには、令和4年4月1日付で、栃木県でも栃木県障害者コミュニケーション条例が制定され、多目的にバリアフリーをはじめ、こういったことに配慮しようという条例ができておりますが、今回の公園の整備費とこの条例、照らし合わせて計画をされているのか、その辺についても担当課の考えを伺いたいと思います。

2点目、新型コロナウイルス感染症交付金ということで、今回の臨時会で約6,000万円計上されておりますけれども、その中におきまして、17ページ、商工業支援事業費として4,200万円計上されております。この中には、那須烏山市独自の、いわゆる上乗せ制度なんかも盛り込まれて、非常に当事者にとってはありがたい制度だと思いますけれども、このコロナ禍で、特にコロナに感染された方、または濃厚接触者で仕事に行けない方、多くの方が苦しんでいたとは思いますが、こういったメニューを組んでもらいたいとか、こういう支援策はないのかというような問合せがあったならば、お聞かせいただきたいと思います。

3つ目、図書館運営費で、中身については理解しました。4月からの入替えということで、特に指定管理者が替わることで、大きく改善というか、こういうところが変わったという事実があるならば、お示しいただきたいと思います。

お願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 令和3年度の当初予算におきまして修正動議があり、そちらが可決された。それを踏まえての話ではないかというところでございますが、今回、提案させていただきましたのは、あくまでも修繕ということで考えておきまして、計画につきましては、市内全体の公園の在り方等を踏まえ、継続で計画をしていきたいと考えております。

また、清水川せせらぎ公園におきましては、栃木県の烏山土木事務所の管理というところでございますが、河川占用等につきましても現在、協議を進めているところでございます。

御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 栃木県障害者コミュニケーション条例のことに対して反映されたかどうかという今、質問あったかなと思うんですが。

佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 障害者支援につきましては、そちらも常々考えております。そういうことを踏まえ、現在、段差のあるところにつきましては、スロープを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 新型コロナウイルス対策商工業支援事業費につきましては、昨年、一昨年と直接、事業者支援することとして、今回で4回目の支援となります。メニューは若干違うんですけれども、これら全て共通するものは、それぞれ事業者の売上げが20%以上減少しているということに対して支援してきたわけですが、先ほど沼田議員のおっしゃる中で、どんな問合せがあったかということで、直接コロナに感染した方から何か支援する事業費はないのかというところで問合せをいただきましたが、私どもとしましては、売上げが減少している事業者に対して支援しているところなんですということで、そういったものは現在ないですよというお答えはさせてもらったところです。

以上になります。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） それでは、私のほうからは、図書館の運営に関して大きく変わったところということで、お答えさせていただきます。

まず、指定管理者が替わったということで、見た目で大きく変わったところだと、まず制服ですね。職員が今まではエプロンだったんですが、職員がきちんと制服を着て従事しているところがまず1点、大きく変わったところですね。

それと、新しい指定管理者は、電子図書がかなり充実しております、那須烏山市でも秋からの導入を目指して今、打合せをしているところですが、その辺の充実が期待できるのかなと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 新型コロナウイルスの支援事業ということで、どこからか要望はということで問合せがあった件なんです、国民健康保険に加入されている事業主の方から、事業主に対しての支援はないのかということで問合せはございました。

今、国民健康保険のほうでは、被保険者ということで従業員の方には傷病手当ということで出しておりますが、事業主の方に対しては出していない状況でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 清水川せせらぎ公園整備費でございますけれども、今回は大改修ではなくて修繕だという考えも分からなくはないんですけれども、新築であっても大規模改修であっても修繕であっても、同じ箇所に予算を投入するわけですから、やはり議会の議決案件が少しでも加味された、示された予算づけであってほしいと私は思いますし、そうでなかったとすれば、全体計画を示す中で予算を示していけば、しっかりと議決案件もこの計画に乗るわけですから、焦ることなく、しっかりと進めていただきたいと思いますので、まずは全体計画、そして議会の議決案件も含めて、予算づけをしていただきたいと思います。

また、バリアフリーの件もありましたけれども、確かに段差を取れば車椅子で入れることは、私も分かります。しかし、トイレの中が狭いので、用を足すときに、車椅子の方が本当に用が足せるのか、この辺がまだ不明瞭でございますよね。この辺もしっかりと検証していただいて、間違いないんだということであれば、私たちもそういう考えを持ちますし、まだまだ検討の余地があるということであれば、しっかりと示していただきたいと思います。

次に、コロナ対策の支援事業でございます。地方創生臨時交付金は、市独自でメニューを組める、非常に使い勝手のいい、ありがたい予算でありますので、周りの自治体がやっていないから様子を見ようとかということではなくて、やっぱり那須烏山市にお住まいの方が少しでも困っているならば、対応できる可能性があるならば、積極的にメニューを組み立てて、議会にどんどん示していただきたいと思います。

図書館については、了解しました。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 清水川のBゾーンにつきましては、バリアフリー化されておられませんので、現在のスペースの中で収まる形になれば、設計の中に組み込んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（渋井由放） 13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） これからの設計の中で収まれば、そうしていきたいということは、この予算で収まるわけですよね。それが不可能だった場合、結果的には今の時点で、何ていうんですかね、説明がはっきりとできないわけですよね。

どうせ造るならば、バリアフリーにして、公園にも入れる、トイレにも入れる。そこまで設計をした上で予算を組んで、議会にお示しされたほうが、長いこれから先を考えてもよろしい

のかなと私は思うんですけども。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 9月定例会には、そういった形で、どういう修繕をするかお示しして、その後、工事のほう、入っていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それでは、まず議案第1号、一般会計補正予算の中から、17ページ、衛生費についてまず質問申し上げます。

このワクチンの接種事業なんですけど、ここは当初予算は6,306万8,800円、今回7,091万円ほど補正で今、上げてあります。そうしますと、この接種事業で1億3,453万8,000円ほど予算計上したわけなんです。それで、今回の7,000万円からの予算というのは、第4回の接種費用、この全額、これで賄えるのかどうかです。これが1点。

それと、対象者はおよそ60歳以上の方が9,400人というふうに別の資料にありました。そうしますと、この9,400人で7,000万円を割りますと、1人当たりの接種費用がおおよそ8,000円かかるんですね。

これは担当課長、新聞も詳細に見ていると思いますが、過日の新聞報道によりますと、後ろに下野新聞の記者がおりますが、下野新聞で私、見たところ、過日の新聞で、ワクチン1回当たり、ワクチンの購入費は2,700円、接種費用は3,700円というふうに報道されておりました。この報道をされた3,700円からしましたら、私がさっき示した8,000円はあまりにも高過ぎるんです。この辺のところをまず1点、お伺いしたいと思います。

2点目は、感染防止対策についてです。市のほうでは不要不急の外出は控えなさい、マスク、手洗い、これを励行しなさいと言っているながら、今年になってからこの5か月間で爆発的な感染者が出ましたね。これは、私ずっと毎日、統計を取っているんですよ。それで、感染者数、初めて感染してから昨年のおしままで、約1か月半で107人だったものが、この5か月間でそれが737人になってしまったんですよ。これほど感染が拡大した。果たしてこれで市のほうではどのような感染対策をやられたのか。さっぱり効果がなかったのではないかというような感じがするんです。これからの感染防止に対してどのように考えているのか、これをお伺いします。

それと、感染の原因は調査されているんでしょうか。私は過日の一般質問の中でもこのことを申し上げましたが、なかなかプライバシーの問題があって、この辺までは突っ込んだ調査ができないんだと言っていましたけど、感染の原因を調査しないで、感染防止対策はできないんじ

やないかと思っています。この辺のところをきちっとやらなければ、私は担当課の使命を果たしているとは考えられません。

それと、これも最近、新聞に報道されましたが、後遺症の調査をこれから始めようとしていますよね。市ではこのような調査というのはやられているのかどうかです。

次に、申し上げます。ワクチン6,600人分、廃棄処分しましたね。これは1人分当たり2,700円としますと、1,800万円の損失になるわけですよね。これだけの損失を与えても、担当職員等には何のおとがめもなしなのかということですよ。どうもこの那須烏山市は、職員が何をやっても何の罰則も与えない。例えば損害賠償事件というのはしばしば議会に提出されますよね。それで合併後、私は全部、記録していますが、62件です。私の記録では、今まで。それで賠償額は2,139万611円払っているんですよ。これは大体、公用車対別の車、これが一番多くて、28件。あとは公用車による物損事故とか人身事故ですね。それに道路管理上の瑕疵でもって損害賠償を払うというような、そんなことなんです、中には公用車が停車している車に追突して、車は全部破損する。人身事故をやった。この場合も多額な費用を相手方に支払っている。にもかかわらず、全くこれもおとがめなしだったんですね。これは前市長の時代でしたが、私はこれは何かやっぱりそういった職員に対しては、懲戒処分をすべきではないかと思っています。

このことについて、市長はどのように考えておられるか。特に今度の副市長は、県職員当時、人事関係のほうに深く、長く関わっていたようですから、その辺のところは副市長の考えもよくよく伺った上で、適正に処理すべきではないかと私は考えております。

次に、農業振興費の件で、1つ苦言を申し上げたいと思います。コロナ対策に、商工会に対しては去年も9,160万円、今回も4,200万円、補正をしています。にもかかわらず、コロナ関係で米価が引き下がっている農家に対しては、いまだ全く何の措置もしていませんね。私はこのことについて、を一般質問で2回申し上げましたが、いまだやっておりません。

それで、この間、頂いたコロナ感染症対策の実施計画、これを見ますと、農業費については、今年の9月で1,900万円ほど補正をするということになっているんですが、これは商工関係は今回補正した。しかし、なぜ農業費のこの補助金を今回補正しなかったのか。農業軽視ではないかと私は思っています。これは市長が指示したのか、それとも課長の判断なのか、このことについてお伺いしたいと思います。

それと、17ページ、同じく新型コロナウイルス対策商工業支援事業費4,200万円ですね。先ほど申し上げましたが、この申請に対しての審査体制、あと支払い方法は適正にやられているのか、このことについてお伺いしたいと思います。

なぜ私、この質問をしたかということ、今日のお昼のニュースでもまだまだ続いています、例

の国のコロナ対策の持続化給付金ですか、これを2億円ほど不正受給したという給付金の詐欺事件がありましたよね。なぜこのようなことが起きたかという、審査が簡単で、偽造書類でも簡単にお金が出たと、そういうことなんですよ。こういうことを聞くと、果たして私のほうの担当課のほうではどのような審査をして、この多額の費用を支出しているのか、ちょっと私は疑問を持ったものですから、これはお伺いをするものであります。

それと、同僚議員で次の文化財関係は分かりました。後期高齢者も分かりました。

あと、議案第4号、下水道事業の補正予算ですね。今回、人件費、共済費で僅かですが、僅か8万3,000円ほど補正していますよね。ここには当初予算で91万5,000円あるわけなんですよ。それがなぜこの僅かな8万3,000円を補正しなければならなかったのかであります。これは9月には多分また下水道関係は何らかの補正があるんじゃないかと思えます。ならば9月に補正すればよかったのではないかなと思っています。

このことについては、財政担当の課長にお伺いしたいんですが、こういった補正は、例えば1,000円でも1つの議案として提案するかどうか、この辺のところ。1つの議案書が出れば、我々は面倒くさくてしょうがないんですよ。実際、この1つの議案を、今までの予算書からめくって、経緯を見ながら我々、私なりに調査をしているわけなんです。これほどの少ない額をなぜ補正しなければならなかったのかということです。

それと、最後にもう一点。議案第5号の水道事業ですが、1,980万円ほど補正をしていますね。これは中山地内の工事ということですが、なぜ今回補正で工事を実施する必要があったのか。

以上です。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） まず初めに、コロナワクチン接種に関する補正予算について再度、御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、5歳から11歳の1回目、2回目の接種分、それから4回目の接種分というもので予算を計上しております。

こちらの人数につきましては、60歳以上の方、それから基礎疾患がある、それで受けられると思われる方、それから5歳から11歳の方ということで、約1万2,000人分の予算を計上しているところでございます。

ですので、先ほど中山議員がおっしゃってくださった約8,000円というところにはならないと感じております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） コロナの感染防止対策の関係でございますが、今年に入ってから、1月早々、市内でクラスターが発生したということが非常に大きい要因の一つであったかと思いますが、それ以降につきましては、国の動向、また栃木県の基本的なコロナ対策の指針に基づきまして、本市も対応しているところでございます。本市だけ仮に感染防止対策を徹底するとすると、施設の貸出し禁止、往来の禁止、そういったところまで踏み込まないと、なかなかゼロベースにしていくのは難しいのかなと担当課としては思っております。感染防止も大切ですが、途中からは経済効果も必要だと言われております。両方を兼ね備えながら、このコロナ対策、併せて経済対策もしていかななくちゃならないという状況を鑑みますと、今後は基本的な感染対策というのがやはり徹底すべき事項であって、それをしっかりと守りつつ、感染にかからない努力をしていく、そんなことを基本にやっていかざるを得ないのかなと思っております。

感染原因の調査につきましては、これも個人情報に伴いますので、栃木県ではある程度、把握されているとは思いますが、こちらとしてはなかなかそれを入手していくというようなどころまでは踏み込めないのが実態でございます。

また、ワクチンの廃棄処分に関しましては、当然、事故報告というのが上がってまいりますので、その事故報告を踏まえまして、職員分限及び懲戒等取扱規程に基づきまして、審査委員会というのを今後、進める必要があるのかなとは思っております。審査委員会のトップにつきましては、6月1日から就任された副市長がトップになっておりますので、副市長とも協議をさせていただいて、そのような中でしっかりと対応していきたいと思っております。

また、今までの公用車の事故、また私用車の事故におきましても、しっかりとそういう審査会で審議した結果、該当する職員については処分を下しておりますので、改めて御報告申し上げます。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、コロナ対策におきます農業支援について、お答え申し上げたいと思います。

中山議員からは、12月定例会、3月定例会で農業者の支援について、支援をしてはということで、今後、国や県の支援策の補完事業として、近隣市町と歩調を合わせながら、市としても対策を講じていくという答弁をさせていただいたところであります。

令和3年産の米価の暴落、またコロナ禍における各種農産物の消費低迷ということで、非常に農業者は大きな打撃を受けております。このようなことから、農業者に対します支援策につきましては、既に農政課のほうにおきまして、仮称ではあるんですけども、那須烏山市農業

支援交付金として、もう要領を定めております。本6月定例会にも補正予算、計上する予定でしたが、その内容の中で、交付対象者を認定農業者であるとか新規認定就農者に限定した中身になっておりました。予算査定の中で、もっとその対象者を例えば第一種兼業農家に広げられないかとかという支援の範囲を広げてはどうかという議論がされましたので、現在のところ、その支援の中にどこまで支援できるかを精査中でありましたことから、今回の6月補正には計上を見送らせていただいた経緯でございます。

また現在、原油をはじめ農業生産資材、農薬、化学肥料、高騰が続いてございます。非常に農業経営を圧迫している状況にありまして、この先、国のほうからこの原油高騰対策の支援策も打ち出される予定になってございます。ですので、先ほどの仮称の農業支援交付金、また原油高騰対策の支援策、まとめて農閑期に一括して申請を受け付けて、年度内に交付するような予定で、合わせて9月補正で対応を今のところ考えている状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 事業者に対する給付金の審査体制方法はというところでございますが、基本的に、事業者の申請手続の簡素化というのを第一に考えて手続しておりますが、必要最低限の確認書類は出しているところですので。それらを基に、職員のほうでチェックしまして、最終的に私も確認をして、支払っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 私のほうは、議案第4号の下水道事業特別会計補正予算、8万3,000円について説明いたします。

共済費となっておりますが、中身は社会保険料となります。会計年度任用職員に毎月支払わなければならない社会保険料に、当初の見込みより不足が生じたため、毎月の支払いができなくなってしまうためです。9月までに不足が生じてまいります。

続いて、議案第5号、水道事業会計の補正予算です。

県の工事が既に業者と6月に契約を結んでおりまして、発注されている状況にあります。早急に水道工事も道路工事と一体的に行う必要があります。竣工予定は9月末となっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 予算の計上、いわゆる査定の件について御質問がありましたので、総体的に御説明申し上げたいと思っております。

各課からの予算要求については、基本、6月補正については、当初から僅か2か月でありますから、基本的には緊急を要するもの以外は認めないということで周知をしております。ただし、緊急を要するものについては、よく内容を聞いた上で査定させていただいて、計上しているという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 感染防止対策等、感染原因調査ということで御質問いただきましたので、私のほうで、ワクチン分科会の委員になっておりますので、その辺のほうからお話をさせていただきたいと思います。

これは、検査は県単位だけではなく、ほぼ国単位です。国の中でも決められた大きな病院のほうで検査をさせて、調査をしています。それによって、感染対策とかというので、マスクをしてほしい、それと2メートル空けてほしい、今はちょっと1メートルぐらいでもいいんじゃないか、野外で動くのもいいんじゃないかという対策を取らせていただいています。

議員がおっしゃった副反応については、ワクチンを打った後にどのような反応が出ているかというのは、当市でももちろんデータは持っていますが、それは県に集め、そして国で統計を取らせていただいております。

また、後遺症に関しても、同じように国で管轄しております。我が市だけですと、ほぼ数字が小さな数字で、何人というぐらいのところしか症状は出ていません。重症化している方は今のところ報告を受けておりません。ただ、その日に受けて体調が悪かったという方で、病院に行ってもらったりとかとしていますが、長期入院をされているほどひどいと言われた方もいますが、原因は今のところワクチンのみではないのではないかという意見なので、今のところ大きな後遺症や副反応が出ている方という報告は、私のほうでは受けておりません。

国の中では、そういうのは全部統計を取らせていただいておりますので、今回の市のほうでの対策ということは、皆さんも御存じのとおり、3密を避けてほしいことや食事のときの対応とか、あとはうちの独自としては、毎日ですが、防災Infoなすからすやまで配信していただいたり、そういうことで皆さんに情報提供と、そして誹謗中傷を避けるような努めをさせていただいているところで取り組ませていただいております。皆さんの御協力のもと、当市では誹謗中傷でつらい思いをしたというのはあまり聞いておりませんので、その辺は市民の穏やかなところなのかなと思っております。

中には、企業として、お客さんが減ったとか、あとは習い事が閉鎖してしまったという話も聞いておりますが、その辺のところは、皆さんの今後の対応で変わってくるのかと思います。やっぱりこの病気は、一人ひとりの対策と思いやりだと思いますので、その点を進めて、皆さんと感染が広がらないよう努めたいと思います。確かに今年になってから異常に患者数が増え

ていますので、対策をと言われてはいますが、軽症になってしまったのと、経済活動をするようになってしまったので、人の移動も増えております。そういうところかもしれませんが、今のところ当市では入院患者もいなくなりました。自宅療養のみで、大分軽症になってきておりますので、大分ゼロの日も増えてきましたので、対策をより一層進めて、皆さんが安心できるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一通り答弁をいただきましたが、ちょっと私、腑に落ちない部分は何点かあるものですから、再質問をさせていただきます。

まず、ワクチンの接種費用ですが、皆川課長、私、この数字から計算すると、1人当たり8,000円にもなって高過ぎるのではないかと言いましたら、いや、そんなことない、人数がもっと多いんだというようなことですが、これ、具体的に、そうすると幾らになるんですか。大体それでも1人当たり6,000円ぐらいになるんじゃないですか。そうしたら、私がさっき言った新聞報道の3,700円からでは倍額以上にもなっているんじゃないかと思っておりますが、この辺のところを再度答弁をお伺ひいたします。

それと、各職員に対して何かあってもおとがめなしということで、私、元職員でしたから、たまたまそういった他市町の職員が事故、事件を起こした場合の新聞、つい最近の部分だけ、幾つか持っているんですよね。例えば大田原市では、職務怠慢であったと。これは補助金の請求事務が少々遅れてしまったんですね。そんなことから3人を懲戒処分にしたと。このぐらい出ているんですよ。あと、那須塩原市ですね。ここでも2人を懲戒処分です。これはしようがないですね。窃盗の容疑。こんなことをしたんですから、当然のことではないかと思っております。それと、市貝町では、職員が同僚職員に対して不適切な言動があったということで、これは市貝町長は職員を処分していますね。あと、これは県職員ですね。これは副市長が在職中ではないかと思っておりますが、酒気帯び運転で逮捕され、懲戒免職です。これは当然のことじゃないかと思っておりますね。それとか、これも県職員ですね。去年の7月の報道ですが、これはやっぱり県職員のわいせつ事件でもって懲戒免職になったとか、真岡市では税金を着服したということで、これも懲戒処分になっていますね。

つい最近の例ですと、これは岩手県の釜石市のほうですね。これは全市民の個人情報をも漏洩したということですね。これは住民基本台帳のデータ業務を、関係なく職員間でメールでやり取りをしてしまったということですが、このことで2人の職員を懲戒免職にしているんですね。非常にこれは重いなと思われました。

あと、これも皆さん、つい最近のことですから記憶にあると思っておりますよね。山口県の、これは阿武町というんですかね、例の4,630万円ほどを1人に振り込んでしまったと。これは

誠に申し訳なかったということで、まず町長が3か月の減給50%ですね。同じように副市長、出納長もそれぞれ減給処分。当然、担当の課長も処分を受けています。

そのように、やはりよその市町村ではそれなりの処分をしております。やはり皆さんは仕事をしているのにはプロですから、これはボランティアでやっているんじゃないんですから、それだけやっぱきちっとわきまえてもらいたいと思います。

それと、今回の清水川せせらぎ公園、その他何やかや、幾つかの議員からの質問がありますが、そういったことで、市長、教育長、それに副市長に対して、担当の課長さんは迷惑をかけてはいけないと私は思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 答弁はよろしいですか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 結構です。

○議長（渋井由放） ここで質疑を打ち切りまして、よろしいでしょうか。

5番興野一美議員。

○5番（興野一美） ぶり返しになっちゃうんですけれども、清水川せせらぎ公園のトイレのことでちょっと質問させていただきます。

工事費1,150万円、これは設計費が49万5,000円で、その設計費に対しての工事費が1,150万円ですよ。ということは、9月までにできるならば、何というか、多目的トイレも追加できればという話、課長言っていましたけれども、やっぱり工事費が上がれば設計費も上がると思うんですけれど、この金額ではできないんじゃないかと思うんですけれども。

それと、やっぱり多目的トイレ、狭くてできないというんじゃないかと、どうせやるんだったら増築してつけたほうがいいと思うんですよ。

それと、この設計費の中に今回、図面は入ってはいないんですか。

それをお聞きしたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今回の委託料、設計の中に図面を描くのは含まれております。

狭いならば増築してという、その案もありますので、そちらも含めて設計を進め、9月の定例会には、こういった内容で修繕をしますということでお示ししたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

予算については、予算内ということです。

○議長（渋井由放） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） じゃあ、この予算はどうなんですか。ということは、9月にまた、例

えば予算が増えた場合は補正すると。補正しないですよ。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 予算については、この範囲で進めていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 例えば増築して、この予算範囲内で増築できないということになれば、造らないということになってしまうと思うんですよね。ならば、もう一回、最初から精査したほうが良いと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 予算の範囲でやりたいと思っておりますので、その際には、Cゾーンの修繕を後に回すとか、そういうところで考えて、または遊具につきましては大変危険な状態ではありますが、そちらを先送りとか、そういうところで考えていきたいと考えております。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時40分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第1号に対しまして、堀江清一議員ほか1人から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。

提出者の説明を求めます。

4番堀江清一議員。

〔4番 堀江清一 登壇〕

○4番（堀江清一） 私は、多くの市民のために、市民目線で行動をしている立場から、今回、清水川せせらぎ公園の改修工事について、修正動議を申し上げたいと思います。

議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議につきまして、提案の理由の説明を申し上げます。

本動議は、一般会計補正予算（第1号）の歳入歳出をそれぞれ1,199万5,000円減額し、修正後の一般会計補正予算（第1号）を2億1,821万9,000円とするものであります。

昨年、令和3年度の当初予算で、清水川せせらぎ公園の改修工事に当たって修正動議が提出され、可決されたことを皆さんも御存じだと思います。そのときの理由は、利用状況やコンセプトを明確にした議論が必要で、さらには都市公園化を図り、市内全体の公園の在り方を考えるべきだということであり、また、行政と議会の継続性から、そのときの修正動議が生かされた予算になっていないと思います。

減額修正する主な内容は、清水川せせらぎ公園整備事業であります。清水川せせらぎ公園は、長らく市民に愛されている公園として活用されてきています。しかしながら、高齢者や障害者等の皆様に優しい公園であったのか、疑問があるところであります。

平成8年にBゾーン、平成13年にCゾーンが出来上がりました。そのときの時勢はユニバーサルデザインの考えが希薄であったと思われ、2020東京オリンピック・パラリンピックを契機に、バリアフリー法が改正されたのは、令和2年のことでもあります。

なお、栃木県におきましては、平成28年4月に栃木県障害者差別解消推進条例が出来上がり、令和4年の第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会を踏まえ、令和4年4月1日には、障害者に対する合理的配慮の中で最も重要な、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（栃木県障害者コミュニケーション条例）が制定されたところであります。このような時勢の中で、内容が全く同じもの、同じ遊具を導入するという計画でよいのか、これは疑問に思うところであります。

また、トイレもスロープをつけただけでは、車椅子の方がきちんと使えるトイレではありません。全ての市民が利用できる公園にすべきであり、遊具に関しては車椅子で遊べるような遊具にすべきと考えます。

新型コロナウイルス感染症で一番大変な思いをした方は、誰だったでしょうか。私は、弱い立場にあった人、障害を持った子供たちではないかと思えます。そのような子供たちが、健常者の子供と一緒に遊び、コミュニケーションを図れるような遊具こそ、この公園には必要不可欠ではないのかと。このような公園で共に遊べば、優しく思いやりのある子供に育つはずであります。予算の遊具を設置すれば、今後の計画や遊具の設置に影響が及びます。

このような理由から、本修正動議を提案するものであります。もっと弱者に寄り添った計画

を望みます。どうか議員の皆さんにおかれましては、ぜひ賛同くださいますようお願い申し上げます。修正動議の提案理由としたいと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） これより、議案第1号の修正案提出者に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 修正動議提出者に質問を申し上げます。

今回の提案の中身は、執行部が出してまいりました清水川せせらぎ公園整備費の中で、要するに現在のトイレが全く使えないわけではなくて、使えているというのが前提だと。なおかつ、それをバリアフリー化して、障害者も使えるようにするためには、この改修費では無理でしょうと、そういうようなことで、そのためには本格的な設計変更を行って、ちゃんとした障害者も使えるようなトイレを設置すべきだと。それを求めているというような中身でよろしいんでしょうかね。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） トイレにおいては、全くそのとおりであります。現状のトイレは、スロープをつけて、誰のためのスロープかということ、車椅子の方のスロープではない。というのは、Bゾーンのトイレですね。非常に狭い。そのところにスロープをつけたというのは取っつけたような改修工事であって、そういう中途半端な工事であってはいけません。

また、遊具に関しては、今あるものを新しくするんだと、耐用年数が過ぎたから新しくするんだと。それであれば、先ほど申したように、障害者も一緒に遊べるような遊具にすべきではないかと、そのように思っておる次第です。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それを前提に次の質問をしますが、その際に、遊具についてもトイレについても二重投資にならないように、本格的に改修を進めるという意味では、設計変更した後、この予算よりも増額するということがあってもそれは当然だと思いますか。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 当然、バージョンアップをするわけですから、この予算では到底収まらない、そのように思っておりますので、きちっとした計画を望んでおります。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 最後の質問でございますが、そういう意味では、この清水川せせら

ぎ公園整備事業そのものに反対ということではなくて、ちゃんとしたものを整備してほしいというような修正だと受け止めてよろしいんですね。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 全くそのとおりであります。清水川せせらぎ公園は、烏山のまのうち
の中心部にありまして、多くの方々が利用されております。より一層よくなるように、きちっ
とした改修をすべきだと。中途半端な改修をすれば、またやり直しになるということになりま
すから、今回、コロナの交付金を利用しながら、その金額で収まらなければ、また市の持ち出
し金が幾らかあるかと思いますが、バージョンアップして予算を組み替えて、誰のために改修
するんですかということですよ。多くの市民のため、健常者だけではありませんから、そうい
う弱者、障害者の立場に立って改修すべきだと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） すみません、堀江議員じゃなくて、ちょっと参考で意見を伺いたい
んですが、執行部の方にも質問してよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 今は提出者に対する質疑を行っておりますので。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。それでは、財源について今、堀江議員のほうでは、
もっとバージョンアップして、もっとやれと、財源はいいという話がありました。それはその
とおりに受け止めてよろしいのでしょうか。

また、今、新型コロナの交付金を使ってやろうとしています。もしそれが使えなくても、こ
の事業を継続して、また新たに上程しても、それは可能なかどうかを伺っておきたいと思
います。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 金額が上がるということは当然の話であります。

それで、バージョンアップしたらコロナ交付金が使えないということは、私はないと思
います。ですから、（「それは執行部の判断」の声あり）そうですね。それは執行部がどう思
うかですけれども、これにプラスアルファをした、きちっとした改修を求めるという修正動議
です。

よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、議案第1号の修正案について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

2番福田長弘議員。

〔2番 福田長弘 登壇〕

○2番（福田長弘） 議席番号2番の福田でございます。ただいま提出されました令和4年度一般会計補正予算（第1号）に関する修正動議に対し、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

このたび、執行部から提案がありました清水川せせらぎ公園整備につきましては、清水川せせらぎ公園に附帯する遊具5基の更新と、公衆トイレ2か所の修繕費用であります。

まず、遊具につきましては、委託業者による点検を行ったところ、経年劣化により継続使用は危険であるとの結果を踏まえた緊急的対策であり、小さな子供たちを危険から守るためにも、必要不可欠な予算措置であると考えます。また、既存の木製から樹脂製に更新することで、アルコール消毒も容易になるということからも、新型コロナウイルス感染症対策にも大変有効であると考えます。

次に、トイレの改修につきましては、トイレ入り口のスロープ化や便座の洋式化、そして、非接触型手洗い器の設置など、ユニバーサルデザインに配慮した修繕に加え、老朽化により腐食した屋根や壁の塗装など、トイレ利用者の利便向上と安心安全を確保する視点からすれば、当然に早急な対応が求められる内容であると考えます。

さらに、これらの修繕工事につきましては、新型コロナウイルス感染防止と、ウィズコロナを視野に入れた、にぎわい創出の2つの目的を兼ねた対策として、有効な財政支援措置である地方創生臨時交付金を活用した検討が進められるなど、市の財政面から見ても、費用対効果は高いと感じております。

令和3年度那須烏山市一般会計当初予算におきまして、清水川せせらぎ公園の改修工事に関する設計費用を削除する修正動議が可決されたところでございます。その理由は、執行部提案の改修工事の内容に関し、まだ議論する余地があり、市全体としての公園の在り方に関する精査が必要であるというものでした。こうした経緯を踏まえ、現在、執行部においては、栃木県

土木事務所との協議を含め、検討が進められているとの説明がございました。

多くの議員が指摘するように、ユニバーサルデザインに配慮した公園全体の在り方については、市民ニーズを把握しながら、慎重に議論していただきたいと考えているところでございます。しかしながら、公園の整備を期待する多くの声が寄せられている中、利用者の安全安心の確保と利便性の向上を最優先に考えることも必要であり、清水川せせらぎ公園の全体構想とは切り離し、一刻も早く事業に着手しなければならない取組であると考えます。市民を危機から確実に守るためには、執行部のみならず、円滑な市政運営を支える私たち市議会の責務ではないでしょうか。

どうか私の考えに御賛同いただきまして、修正動議の提案に反対していただくことをお願い申し上げます。

執行部のさらなる努力をお願いし、反対の討論とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番荒井浩二議員。

〔3番 荒井浩二 登壇〕

○3番（荒井浩二） 3番の荒井浩二と申します。議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議について、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど堀江議員から提案があった当該議案の修正動議について、さきに執行部から上程された議案における清水川せせらぎ公園整備事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う事業であるという説明を受けました。

地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染防止とともに、感染拡大の影響を受けている住民生活や地域経済を支援するためのものであり、コロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に使える交付金とされておりますが、それらのお金は、古くなったものを新しくするという旧態依然たる考えではなく、時勢に合わせた背景の下で、社会機能を更新していくためにこそ使われていくべきだと私は考えます。

修正動議においても述べられましたが、その以前より、バリアフリー法は時代に合わせて改正を重ねてきております。新たに施行された栃木県障害者コミュニケーション条例も加えられ、行政もそれに応じた対応をしていくことで、障害のある方も含めた全ての市民に寄り添う姿勢を示し、具現化していかななくてはなりません。

また、清水川せせらぎ公園に関しては、令和3年3月定例会における修正動議の件があったように、都市公園への申請も含めた整備計画を考慮すべきであり、さらに、今日はバリアフリー法への対応も求められることから、本市ではまだ未作成ではありますが、昨年度末で本県内旧市町で作成済みであるバリアフリー基本構想や、本市の新たなマスタープランへと将来的に

組み入れていくことを前提とした事業計画を策定し、都市計画との整合性や一体性を確保していかなくてはなりません。

これらのバリアフリー法や条例、時代への対応は、高齢者、障害者のためだけでなく、施設の利用上の利便性と安全性の向上を含む考え方であることから、その目的とするところは、公園の特性に応じた利活用を来園者に提供するための公園の設置目的を達成するための手段であることを忘れてはなりません。

最後に、私自身も以前から一般質問等で述べてまいりましたが、さきの市議選に際していただいた子育て世帯や児童生徒等の小さな市民の方々からの声として、今朝の市長の議員全員協議会での答弁にもあったように、公園整備への要望が多いと市長もおっしゃっていましたが、本市の遊具等の設備設置について、多くの方から、幼い子供や高齢者だけでなく、活発な運動による発散と体験を必要としている世代が遊べるような、例えばバスケットボールや、東京オリンピック・パラリンピックでも話題となったスケートボードパークのようなものがあればとの意見を数多くいただきました。

市長をはじめとした執行部の方々には、そういった市民の声と、法改正も含めた時代の声を一つでも多く聞き届けていただきたい。そして、それらの事業に対して、適切な予算設計を行っていただくことを強く要望させていただきます。

また、このたびの修正動議は、計画の中止を求めるものではなく、あくまで見直しを求めるものであり、特に経年劣化による危険性をはらんだ遊具に関しては、臨時交付金が使える年度内の執行が必要であると私も考えております。

議場内の議員各位におかれましては、皆様方が日頃からおっしゃっている市民に寄り添う姿勢というものを、議会から、行政から実現していただくためにも、慎重審議のもと、本修正動議に御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論がないので、議案第1号の修正案に対する討論を終結いたします。

次に、議案第1号から議案第5号までの5議案について、一括して討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。初めに、日程第8 議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について採決します。

まず、堀江清一議員ほか1人から提出されました本案に対する修正案について、採決いたします。本修正案について賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く部分について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9 議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第3号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11 議案第4号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12 議案第5号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第13 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渋井由放） 日程第13 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。

この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の存続に関する陳情書については、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日6月8日水曜日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

[午後 3時09分散会]